

特別用途地区

特別用途地区は、地域の特性や実情に応じたまちづくりを推進し、住民の意向を踏まえつつ、市町村の創意工夫のもと多様なニーズに柔軟に対応することができる制度です。対象地域の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等、まちづくりについて積極的な目的を明確に設定し、その実現を図るために当該用途地域の指定を補完するものとして定められるものです。

特別用途地区内における建築物の建築の制限については、「高崎市特別用途地区建築条例」に基づき、建築基準法第 48 条第 11 項に定めるもののほか、さらに下記の表に掲げる建築物は建築できません。

種 類	面 積	制 限 内 容
特別業務地区	189ha (高崎都市計画区域)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 1 5 0 平方メートルを超えるもの（自動車修理工場を除く。） 2. 建築基準法別表第 2（ぬ）項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの（（ぬ）項第 4 号に該当するもののうちガソリンスタンドを除く。） 3. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの又はナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第 1 3 0 条の 9 の 2 で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの 4. 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第 1 3 0 条の 9 の 2 で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令第 1 3 0 条の 8 の 2 第 2 項で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの 5. キャバレー、料理店その他これらに類するもの
大規模集客施設 制限地区	408ha (高崎都市計画区域) 9.9ha (榛名都市計画区域) 2.5ha (吉井都市計画区域)	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第 1 3 0 条の 9 の 2 で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令第 1 3 0 条の 8 の 2 第 2 項に定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの

建築基準法第48条第11項

11 準工業地域内においては、別表第二(る)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

建築基準法別表第2(ぬ)項第3号および第4号

(ぬ) 商業地域内に建築してはならない建築物

- 3 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であって商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場
- (1) 玩具煙火の製造
 - (2) アセチレンガスを用いる金属の工作(アセチレンガス発生器の容量300以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。)
 - (3) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付(赤外線を用いるものを除く。)
 - (4) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工
 - (5) 絵具又は水性塗料の製造
 - (6) 出力の合計が0.75kWを超える原動機を使用する塗料の吹付
 - (7) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
 - (8) 骨炭その他動物質炭の製造
 - (8の2)せっけんの製造
 - (8の3)魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造
 - (8の4)手すき紙の製造
 - (9) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
 - (10) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白
 - (11) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
 - (12) 骨、角、牙、ひづめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は三台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの
 - (13) 鋳物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの
 - (13の2)レディーミストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kWを超える原動機を使用するもの
 - (14) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
 - (15) 活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が500を超えないるつぼ又は窯を使用するもの(印刷所における活字の鑄造を除く。)
 - (16) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造
 - (17) ガラスの製造又は砂吹
 - (17の2)金属の溶射又は砂吹
 - (17の3)鉄板の波付加工
 - (17の4)ドラム缶の洗浄又は再生
 - (18) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
 - (19) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4kW以下の原動機を使用するもの
 - (20) (1)から(19)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、商業その他の業務の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業
- 4 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

建築基準法施行令第130条の9の2

法別表第二(と)項第五号及び第六号並びに(か)項(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十四項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定めるナイトクラブに類する用途は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客の接待をするものを除く。)を営む施設(ナイトクラブを除く。)とする。

建築基準法施行令第130条の8の2第2項

2 法別表第二(と)項第六号及び(か)項(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十四項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場に類する用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。